

電子契約 Q&A

No	お問合せ	対応
1	全ての案件が電子契約の対象ですか？	全ての案件に係る契約書、請書が電子契約の対象となりますが、電子契約が法令上禁じられている契約等は電子契約の対象外です。
2	今後は全て電子契約が強制になるという事ですか？	電子契約は事業者が希望した場合のみ行います。従来どおりの紙の契約も選択可能です。
3	電子契約サービスの運用時間帯は、24時間対応ですか？	サービス提供時間は24時間365日です。
4	万が一、14日間のダウンロード期限を過ぎた場合はどう対応すればよろしいでしょうか？	文書の容量が6MB以内の場合は、「電子署名完了のお知らせ」メール自体に契約文書が添付されますので、メールをご確認ください。メールを削除してしまった場合や、容量が6MB以上の場合は、発注元の所管課までご連絡ください。所管課の方でダウンロードし、提供させていただきます。
5	電子契約を利用する場合はGMOサインに何か登録が必要なのでしょうか？	市との間で電子契約を締結する場合、市が準備する電子契約サービスを利用することになるため、事業者側でGMOサインのアカウント登録や有償契約等は不要です。
6	契約案件ごとに電子契約同意書兼メールアドレス確認書を送るのでしょうか	契約案件ごとに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」(アクセスコード含む)をご提出いただくこととなります。
7	アクセスコードは契約案件ごとに変える必要がありますか？	「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」は契約案件ごとにご提出いただく必要がありますが、アクセスコード自体は毎案件同じでも構いません。
8	アクセスコードは事業者側が任意で決めるのですか？	アクセスコードは事業者側が電子契約を確認するために用いるコードとなります。「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」で事業者が次の制約条件を踏まえ任意で指定してください。 (制約条件)入力上限:半角英数記号6文字以内(全角使用不可)利用可能記号:!?@#%&*'^(~`+-~...;<>()[]¥/
9	電子署名の取得はどちらに相談すればいいのでしょうか？また支店に契約締結権限がある場合は、支店で電子署名を取得すればいいのでしょうか？本店での取得が必要でしょうか？	立会人型電子署名のため、電子契約サービスのご利用にあたり、事業者は電子証明書の取得は不要です。支店に契約締結権限がある場合は、支店のメールアドレスで結構です。
10	事業者の登録は代表者でないとダメですか？	代表者から契約締結業務を委任されている者(契約締結権限者)で大丈夫です。また、契約締結権限者以外に内容の確認のみを行う確認者の設定も可能です。
11	複数のPCでメールアドレスを共有しておりますが、各々のPCで対応ができますでしょうか？	複数の端末での操作制限はありませんので可能です。ただし、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」により、契約締結権限者が署名したものとみなします。その趣旨を踏まえ、アクセスコードの厳重管理、メールアドレスの適切な指定をお願いします。
12	契約締結権限者(署名者)のメールアドレスにメーリングリストのアドレスは使用できますか？	メーリングリストで用いているメールアドレスのご利用は避けてください。
13	事業者側で、複数名で内容を確認した上で署名したい場合は、どのような運用になりますか？	「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」に複数名の確認者を設定し、提出してください。この場合、確認者も電子署名していただきます。
14	共同企業体の場合はどのような取扱いとなりますか？	共同企業体の全構成員に、契約締結に利用するメールアドレスを提出していただきます。契約締結の際には、提出していただいたメールアドレスあてに、順次署名メールが送信されます。

15	入札ごとにメールアドレスを変えることはできるという認識でよろしいでしょうか？	入札ごとに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出いただきますので、変えることは可能です。
16	ダウンロードしたPDFファイルはコピーできますか？その際のスタンプはどうなりますか？	コピー可能です。付与されている電子署名やタイムスタンプの情報もコピーされます。コピーしたPDFも、原本性を有します。
17	プリントアウトした契約書は有効ですか？	電子データが原本と見なされ、印刷したものは写しという扱いになります。電子署名とタイムスタンプは印刷されません。 紙で保管する場合は、契約締結後に電子契約書とともに送付する契約締結証明書もあわせて保管してください。
18	契約書からテキストを抜き出したりした場合も改ざんになりますか？	電子署名後の電子契約書データの本文等を変更した場合、改ざんとして検知されます。(文書内のテキストをコピーするだけなら、改ざんになりません。)
19	確認者を設定した場合、契約締結権限者と確認者、それぞれに「署名依頼確認メール」が届くのでしょうか？	確認者を設定した場合、まず確認者に送付され、確認者が署名した後で、契約締結権限者に送付され
20	事業者の名前は事前に入力された状態で送られてくるのですか、それとも電子サイン後に入力されるのですか？	契約書内の事業者の名前は事前に入力された状態で送付されます。
21	押印不要とのことですが、署名後の契約書の押印欄にはハンコのようなものが表示されますか？	電子署名後の契約書の押印欄に、印影は表示されません。印影の無い署名(不可視署名)になります。
22	契約書以外の書類については、今までどおり紙で提出でしょうか？	契約書以外は従来通りの対応となります。(契約書に添付の図面や設計書等は契約書と併せて電子契約書になります)
23	リサイクル関係の書類を紙の契約書の時は紙に挟んでいましたが電子契約ではどのような対応になりますか？	落札決定後に「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第13条および特定建設資材に係る分別解体に関する省令第4条に基づく書面」を電子データで監督職員にご提出ください。確認が終わり次第契約書に添付して電子署名をすることになります。
24	署名前に契約書を印刷することは可能ですか？	署名前に契約書のダウンロード・印刷が可能です。
25	両者が署名を完了した日が契約日となるのでしょうか？	契約書記載の日を契約日とします。具体的には、契約等は電子署名により確定しますので、電子署名日が契約等記載の日以降となる場合は、電子署名の日までの間に、電子契約の趣旨に基づき行った行為については追認します。
26	変更契約の取扱いはどうなりますか？	新規の契約締結と同様の取扱いになります。発注する所属の指示に従って契約締結処理を行うことになります。
27	Adobe(アドビ<PDFソフト>)は無料のもので大丈夫ですか？	電子署名・タイムスタンプの情報は無料版のAdobeAcrobatReaderで確認可能です。
28	Adobe-アクロバットリーダーソフトがないのですが必要でしょうか？	電子署名・タイムスタンプの情報は無料版のAdobeAcrobatReaderで確認可能です。
29	電子契約締結前あるいは締結後に、契約書の内容に不備等があった場合の対応方法を教えてください	契約書内容に不備がある場合は、敦賀市の所管課までご連絡ください。